

## 実費徴収に係る補足給付事業について

### 【日用品等】

1. 補足給付の種類
  - ・日用品、文具等に要する補助
2. 補足給付の対象者
  - ・生活保護法による非保護世帯等
3. 給付金額
  - ・月額 2,500 円

### 【副食に要する費用】

1. 補足給付の種類
  - ・副食に要する費用補助
2. 補足給付の対象者
  - 「子育てのための施設等利用給付認定」を受け、次のいずれかに該当する子どもの保護者
    - ・市民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の子ども
    - ・第 3 子以降の子ども（小学校 3 年生以下の子どもを数えます）
    - ・市民税非課税世帯、生活保護世帯、里親等の子ども
3. 給付金額
  - ・月額 4,700 円

詳しくは、こども保育課までご連絡ください。